

(別 記2)

議第141号、議第169号及び議第170号に対する付帯決議

住宅宿泊事業法の施行により、これまでとは異なる形態で宿泊事業が運営され、市民の生活に影響を及ぼすことが予想されている。

については、民泊関連条例の施行に当たっては、事業者が法令等や届出等の内容に照らし適正に管理運営しているかの監視指導を強化するとともに、防火対策の徹底はもちろんのこと、防音対策も積極的に指導し、法令等を守らず市民生活を脅かす事業者に対しては断固とした措置を採るなど、下記の事項を含め、市民生活への影響を最小限にするよう努めること。

- 1 条例運用に当たっては、全庁横断的な協力体制を構築し、円滑な運用に努めること。
- 2 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第12条第7項における、いわゆる駆け付け要件の市長特例については慎重に運用すること。
- 3 条例の施行後の状況を的確に把握し、必要な見直しを行う等、実情に即した運用に努めること。
- 4 近隣住民の通報等で駆け付ける現地対応管理者の実効性を担保するために必要な要件や遵守事項についてガイドラインに明記すること。
- 5 ごみ処理方法については、適切な処理に加え、周辺住民の生活環境にも配慮を求めること。
- 6 住居専用地域の京町家において特例措置が図られたが、それ以外の地域でも「京町家の保全及び継承に関する条例」の趣旨に鑑み、住宅宿泊事業も活用して京町家保全が進む施策を検討すること。